

長期資産形成 ～運用と保障で備える～

第一部では長期資産形成に役立つ経済・景気の基礎知識から足元の投資環境、長期分散型資産運用の有効性、ファンドラップのサービスについてご紹介します。第二部では、保険による資金活用方法についてご紹介します。資産運用未経験者から経験者まで幅広くご参加をお待ちしております。



セミナー開催日時のご案内



日程 2025年12月10日(水) (定員30名)

時間 14:00 ～ 15:30

会場 埼玉りそな銀行 小川支店

講師 りそな銀行 信託財産運用部

第一フロンティア生命

参加費
無料

主なセミナー内容

【第一部】 りそな銀行 信託財産運用部

- ・経済、景気に関する基礎知識
- ・投資環境見通し
- ・長期分散型資産運用の有効性
- ・ファンドラップの運用状況とサービス

【第二部】 第一フロンティア生命

- ・保険による資金活用方法

※ 裏面のご注意事項をご確認ください



◇セミナーのお申込み・お問合せ先 ◇

埼玉りそな銀行 小川支店

TEL: 0493-72-2211

担当: 並木・大矢・利根川

※受付時間は平日9:00～17:00です。
音声案内の後、「3」を押してください。

----- 切り取って窓口担当者にお渡しください -----

■セミナー参加申込用紙 2025年12月10日(水)

フリガナ	お取引店	
お名前		
ご住所	ご連絡先 ()	



埼玉りそな銀行

以下のご注意事項をよくお読みください

●本セミナーは、金融商品等の勧誘を行うことを目的としています。また、金融商品やサービスに関する各種ご提案を差し上げることがございます。お客さまにご購入いただく際は、あらかじめお客さまの投資の目的、リスクについてのお考え等をお伺いいたします。商品がお客さまの投資目的等に合わない場合は、ご希望の商品の販売をお断りさせていただく場合がございますので、ご了承ください。

※なお、セミナーのお申込みは定員になり次第、受付を中止させていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。

【りそなファンドラップ、代理人特約および資産承継特約に関するご注意事項】

- ・りそなファンドラップ投資一任契約（以下、「りそなファンドラップ」）では、りそな銀行の提供するファンドラップが投資対象とする専用の投資信託（以下、「専用投信」）で運用を行い、その運用成果は全てお客さまに帰属し、投資元本は保証されません。また、りそなファンドラップは預金とは異なり、預金保険制度の対象ではなく、投資者保護基金の対象でもありません。
- ・専用投信では、値動きのある国内外の有価証券等に投資しますので、株価、金利、通貨の価格等の指標の変動や発行体の信用状況等の変化を原因として損失が生じ、元本を割込むおそれがあります。
- ・りそなファンドラップ代理人特約（以下、「代理人特約」）およびりそなファンドラップ資産承継特約（以下、「資産承継特約」）は、りそなファンドラップに付加する特約であり、ご利用にあたっては、あらかじめりそなファンドラップ投資一任契約の締結が必要です。
- ・りそなファンドラップでは、投資顧問報酬（「固定報酬型」の場合において、運用資産の時価評価額に上限年率1.320%（税込）を乗じた額、「成功報酬併用型」の場合において、固定報酬と運用成果の額に11.0%（税込）を乗じた額）を直接ご負担いただきます。また、専用投信およびその投資対象となる他の投資信託の信託報酬ならびに専用投信およびその投資対象となる他の投資信託の監査報酬等を間接的にご負担いただきます。信託報酬は、信託財産の純資産総額に対し信託報酬率（2025年6月1日現在、概算で最大年率1.4575%（税込））を乗じて計算され、専用投信の投資対象となる他の投資信託の一部にはこれとは別に運用実績に応じた成功報酬が発生する場合があります。専用投信およびその投資対象となる他の投資信託の監査報酬等の費用は運用状況等により変動するため事前に料率等を表示できません。専用投信の費用の詳細は各専用投信の最新の交付目論見書および目論見書補完書面をご確認ください。
- ・代理人特約を付加された場合、りそなファンドラップに係る上記の費用に加え、投資顧問報酬として代理人特約報酬（運用資産の時価評価額に年率0.22%（税込）を乗じた額）をご負担いただきます。
- ・上記の投資顧問報酬（代理人特約報酬を含む。）、信託報酬およびその他の費用についての合計額および上限額は、資産配分比率、運用資産の時価評価額、投資信託の保有期間や代理人特約が存続する期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することはできません。
- ・埼玉りそな銀行のお客さまに対しては、埼玉りそな銀行がりそな銀行の代理人として投資一任契約、代理人特約および資産承継特約を締結します。
- ・りそなファンドラップのご契約の際には最新の契約締結前交付書面、代理人特約のご契約の際には最新の契約変更書面（代理人特約 契約締結前交付書面）、資産承継特約のご契約の際には最新の契約変更書面（資産承継特約 契約締結前交付書面）の内容を必ず事前にご確認ください。

【生命保険に関するご注意事項】

- ・生命保険の具体的な商品説明、勧誘を行う場合は、お客さまに法令上のご同意をいただく必要があることをあらかじめご了承ください。ご契約いただく際は、「契約概要・注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」等を必ずご覧ください。・保険商品は預金ではなく、埼玉りそな銀行による元本保証はございません。また預金保険制度の対象外です。埼玉りそな銀行は生命保険の募集代理店であり、保険契約の引受けや保険金等の支払いは引受保険会社が行います。引受保険会社が破綻した場合には、生命保険契約者保護機構により保護の措置が図られますが、ご契約時にお約束した保険金額、給付金額、年金額、解約返戻金額等が削減されることがあります。また引受保険会社の業務または財産の状況の変化によっても、ご契約時にお約束した保険金額、給付金額、年金額、解約返戻金額等が削減されることがあります。・保険商品に加入いただくか否かが、埼玉りそな銀行における他のお取引に影響を及ぼすことはありません。
- ・法令上の規制に基づき、お客さまの「お勤め先」や「当社への融資のお申込状況」等により、保険商品をお申込みいただけない場合があります。また被保険者となる方の健康状態等によりご契約いただけない場合があります。詳しくは商品パンフレットでご確認ください。ご契約の際は「契約概要・注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

個人情報の利用目的

本セミナーでお預りする個人情報につきましては下記の個人情報の利用目的の範囲内で利用させていただきます。

お電話によるご案内やダイレクトメールの発送等、当社で扱う金融商品およびサービスに関する各種ご案内のため。

データ分析による金融商品およびサービスの研究や開発のため。なお、個人情報については、当社以外の第三者には提供いたしません。